

札幌市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

平成 29 年 1 月 26 日 市民文化局長 決裁

平成 30 年 1 月 11 日 一部改正

(設置)

第 1 条 札幌市に所在する歴史的資産について、有効に活用しながら良好な状態で後世に継承していくための札幌市歴史文化基本構想（以下「構想」という。）の策定にあたり、広く有識者及び市民の意見を聴くため、札幌市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の事項について意見交換を行う。

- (1) 歴史的資産の保存に関する事。
- (2) 歴史的資産の活用に関する事。
- (3) その他構想の策定のために必要な事項に関する事。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員を 15 名以内とし、うち外部委員（有識者等）13 名程度とし、市長が委嘱する。委員のうち内部委員（札幌市職員）は 2 名程度とする。

2 外部委員のうち 2 名程度は公募によるものとする。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化財課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文化部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 11 日から施行する。